

IV. 翌年次以降を含めた年次計画（参考）

IV. 翌年次以降を含めた年次計画（参考）

1. 「緊急対応プログラム」関係

- (1) ポイントにより保険料納付実績とそれに基づく年金額の見込みを定期的に通知するポイント制を導入（平成20年度）

2. 「業務改革プログラム」関係

- (1) 社会保険業務センター中央年金相談室（電話相談）及び年金電話相談センター（23ヶ所）を全国2ヶ所程度に集約し、電話、電子メール等による被保険者・受給者からの問い合わせ等に対応する総合コールセンター（民間委託）の整備について検討【平成19年度～】。

- (2) 平成20年度の新組織移行に併せて、社会保険事務所の配置の全国の見直しを検討・実施。

- (3) 年金受給者向けの「年金受給者のしおり」と同様、年金制度の仕組みや必要な届出等について解説した「年金被保険者のしおり」を作成し、年金手帳の発送時に同封するなどして被保険者へ配布する【平成19年度～】。

- (4) 年度途中において、口座振替による前納の申し出があった方については、年度途中から翌3月までの前納を可能とすることを検討。

【実施スケジュール】 平成19年度 システム開発等
平成20年度 実施

- (5) 口座振替により国民年金保険料を納付していた方が、第2号被保険者または第3号被保険者へ種別変更となり、再び第1号被保険者となった際に、自動的に口座振替を再開することとし、保険料納付手続の簡素化を図ることを検討。

【実施スケジュール】 平成19年度 システム開発等
平成20年度 実施

- (6) 政府管掌健康保険の分離、年金運営新組織の設立を踏まえた特別会計の見直しを実施【平成20年度～】。

- (7) 現行制度を十分に活用し、民間企業的な能力主義・実績主義に立った新たな人事評価システムを導入。一定職以上の者を対象として、平成17年度下半期に試

行的に実施した上で、平成18年度から本格実施し、さらに、平成19年度までに全職員を対象として本格実施。

2. 「平成16年年金制度改正」施行期日（18年度以降）

(1) 平成18年4月施行

- ① 障害基礎年金と老齢厚生年金との併給
- ② 障害基礎年金等の保険料納付要件の特例措置の延長
- ③ 年金積立金管理運用独立行政法人の創設

(2) 平成18年7月施行

- 多段階免除制度の導入

(3) 平成19年4月施行

- ① 離婚時の年金分割
- ② 高齢期の遺族年金の支給方法の変更
- ③ 子のいない30歳未満の妻に対する遺族厚生年金の見直し
- ④ 中高齢寡婦加算の支給対象の見直し
- ⑤ 65歳以降の老齢厚生年金の繰下制度の導入
- ⑥ 70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整

(4) 平成20年4月施行

- ① 第3号被保険者期間に係る厚生年金の分割
- ② 年金個人情報の定期的な通知（ポイント制）

